

## 議員立法案「外来生物種規制法案」骨子（案）

### 一 総則

#### 1 目的

この法律は、特定外来生物種の規制、防除等につき必要な事項を定めることにより、国内における生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

#### 2 定義等

この法律において「生物の多様性」とは、生物の多様性に関する条約第2条に規定する生物の多様性をいう。

この法律において「特定外来生物種」とは、本来国内に存在しない生物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種を含むものとする。以下「生物種」という。）のうち、国内において現にまん延しており、又はまん延するおそれがある生物種であって、そのまん延が国内における生物の多様性の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして環境省令で定めるものをいう。

この法律において「特別特定外来生物種」とは、特定外来生物種のうち、その管理が著しく困難であり、かつ、そのまん延が国内における生物の多様性の確保に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして環境省令で定めるものをいう。

環境大臣は、及び の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、生物種による生物の多様性への影響その他生物種に関し専門の学識経験を有する者（二の三の において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

#### 3 適用除外

二から五までの規定は、他の法令の規定に基づき、国内におけるまん延を防止するため、輸入の制限、防除等の措置が講じられている生物種については、適用しない。

### 二 輸入の制限

#### 1 特定外来生物種の輸入の制限

特定外来生物種（特別特定外来生物種を除く。）の生きている個体（卵、種子、孢子その他の環境省令で定める物を含む。以下同じ。）を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

の許可を受けようとする者は、氏名及び住所等、輸入しようとする生物種の種類、数量、輸入の目的、輸入後の管理方法その他環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

環境大臣は、 の許可の申請があった場合においては、当該申請に係る個体について適正な管理が行われないおそれがあると認めるときを除き、 の許可をしなけ

ればならない。

の許可を受けた場合には、 の許可を受けたことを証する書面を添付して輸入しなければならない。

の許可には、国内における生物の多様性の確保を図るために必要な条件を付することができる。

## 2 特別特定外来生物種の輸入の制限

何人も、特別特定外来生物種の生きている個体を輸入してはならない。ただし、試験研究の用に供する場合その他環境省令で定める特別の事情がある場合において、環境大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

の許可を受けた場合には、 の許可を受けたことを証する書面を添付して輸入しなければならない。

の許可には、国内における生物の多様性の確保を図るために必要な条件を付することができる。

## 3 新規外来生物種の輸入の制限

新規外来生物種（六の1の国内生物種台帳に記録されていない生物種をいい、特定外来生物種に該当するものを除く。）の生きている個体を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

の許可を受けようとする者は、氏名及び住所等、輸入しようとする生物種の種類、数量その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、当該生物種の生息又は生育等の状況、当該生物種と類似する生物種その他の当該生物種が国内における生物の多様性に及ぼす影響について参考となるべき事項として環境省令で定めるものを記載した書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

環境大臣は、 の許可の申請があった場合には、その申請を審査し、申請に係る生物種が国内における生物の多様性の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないと確認されたときでなければ、許可をしてはならない。

の許可を受けた場合には、 の許可を受けたことを証する書面を添付して輸入しなければならない。

環境大臣は、 の審査をしようとするときは、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

## 三 特定外来生物種の生きている個体の侵入の防止（非意図的導入の防止）

国は、特定外来生物種の生きている個体が輸入貨物への付着等によって国内に侵入することを防止するため、侵入の経路の調査、駆除の要請その他の必要な措置を講ずるものとする。

国民は、国による の措置に協力するよう努めるものとする。

#### 四 特定外来生物種の生きている個体の管理等

##### 1 特定外来生物種の生きている個体の管理に関する指針

環境大臣は、特定外来生物種の生きている個体について適正な管理が行われることを確保するため、当該特定外来生物種の生きている個体の管理に関する指針を作成し、これを公表するものとする。

特定外来生物種の生きている個体の管理は、 の指針に従って行わなければならない。

##### 2 勧告及び命令

環境大臣は、特定外来生物種の生きている個体を管理する者が1の の指針を遵守していないと認める場合において、国内における生物の多様性を確保するために必要があると認めるときは、その者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。

環境大臣は、 の勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

##### 3 特定外来生物種の生きている個体に関する禁止行為（放逐等の禁止）

何人も、みだりに、特定外来生物種の生きている個体を放ち、植栽し、まき、捨て、又は飛散させてはならない。

##### 4 特定外来生物種の生きている個体の取扱いの状況等の届出

業として特定外来生物種の生きている個体を取り扱う者は、環境省令で定めるところにより、毎年、当該特定外来生物種の生きている個体の種類、取扱いの状況その他環境省令で定める事項を環境大臣に届け出なければならない。

#### 五 特定外来生物種の防除

##### 1 特定外来生物種の生息又は生育の状況等に関する調査

都道府県知事は、必要に応じ、当該都道府県の区域内における特定外来生物種の生息又は生育の状況等に関する調査を行うものとする。

##### 2 特定外来生物種防除計画の策定

都道府県知事は、1の調査の結果に基づき、特定外来生物種のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該特定外来生物種の防除に関する計画(以下「特定外来生物種防除計画」という。)を定めることができる。

特定外来生物種防除計画においては、防除を行うべき区域及び期間、特定外来生物種の種類、防除の内容その他環境省令で定める事項を定めるものとする。

都道府県知事は、特定外来生物種防除計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

都道府県知事は、特定外来生物種防除計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に報告しなければならない。

### 3 環境大臣の指示

環境大臣は、特定外来生物種のまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、特定外来生物種防除計画を定めるよう指示することができる。

都道府県知事は、の指示を受けたときは、速やかに、特定外来生物種防除計画を定めなければならない。

## 六 雑則

### 1 国内生物種台帳

環境大臣は、国内生物種台帳を備え、国内に存在し、又は存在していたことを確認した生物種を記録するものとする。

### 2 命令の改廃等

環境大臣は、環境の変化又は科学的知見の充実に応じ、適時に、この法律に基づく命令の改廃又は指針の改定をするように努めなければならない。

### 3 情報の公表

環境大臣は、生物種を輸入しようとする者、生物種を取り扱う者等の便宜を図るため、生物種の輸入及びその管理に関する情報をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

### 4 啓発活動等

国及び地方公共団体は、特定外来生物種の規制及び防除について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、国民の理解及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

## 七 その他

罰則その他所要の規定を設けること。